

## 選挙運動に用いることができる郵便物について

### 宗議会議員選挙条例 第48条—禁止行為

何人も、選挙に関し、次に掲げる行為をし、若しくはさせてはならない。

「選挙運動者が、選挙運動に用いる普通扱いの通常郵便物の第一種定形郵便物、郵便書簡、市内特別定形郵便物及び第二種通常はがきを除き、第1号にいう（投票を得若しくは得しめ又は得しめない）目的と同じ目的で、郵便、電報、その他文書又は印刷物を発信し、配布し、若しくはこれを選挙事務所以外の場所に掲示すること」

### ●郵便物の「扱い」について

普通扱いの他、速達・書留・特定記録・内容証明等がある。

➤選挙運動として認められるものは「普通扱い」のみ。

### ●「通常郵便物」について

旧郵政事業下の郵便法で定められた郵便物の種類の一つで、小包郵便物（小包郵便）に対するもの。第一種～第四種に分けられる。

第一種は、一般の通信文を筆書したものの、ないしは「郵便書簡」。このうち、郵便規則に定める重量・長さ・厚さ・形状のものを「定形郵便物」という。第二種は「郵便はがき」。第三種、第四種は郵政大臣の認可などのあった、定期刊行物、通信教育のための郵便物、点字用紙などを内容とする特別郵便物を指す。

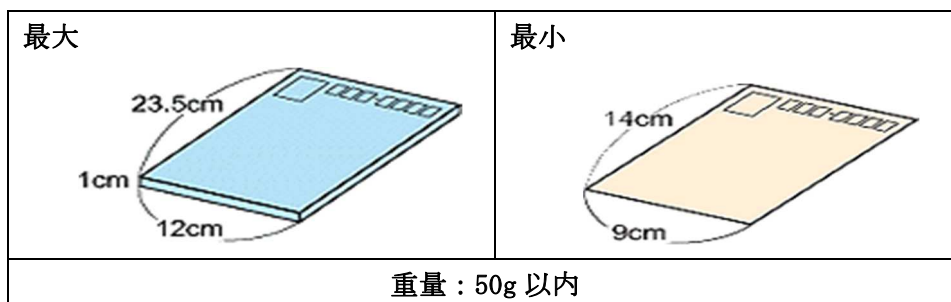
➤選挙運動として認められるものは、第一種の「郵便書簡」・「定形郵便物」・「市内特別定形郵便物」及び第二種の「郵便はがき」のうち、「通常はがき」のみ。

### ●「定形郵便物」について

第一種郵便物のうち、その形状や重量、外部の記載事項などについて、一定の条件をそなえているものをいう。これは作業の合理化、機械化を可能にするため、郵便物の規格化をはかったもので、定形郵便物は他より優先して送達される。定形郵便物に該当しない郵便物は「定形外郵便物」として扱われ、料金も割高になるほか、送達も遅れる。

定形郵便物の規格は、長さ14～23.5cm、幅9～12cm、厚さ1cm、重量50g以内。

➤「定形郵便物」の発送は選挙運動として認められている。



## ●「郵便書簡（ミニレター）」について

第一種郵便物のひとつ。郵便料金を表す料額印面が印刷してある封筒兼用便箋で、郵便局で購入できる。通信文を書いた面を内側に折り畳み、封をする形状で、紙片状のものも同封することができる。

重さ 25 g までは定形郵便物よりも料金が割安となるが、25 g を超えると定形外郵便物の料金が適用される。

➤「郵便書簡」の発送は選挙運動として認められている。



## ●「市内（郵便区内）特別郵便物」について

同一差出人から差し出される定形郵便物または定形外郵便物で、同時に 100 通以上差し出す等の条件を満たし、同一の郵便区内のみでその引き受けおよび配達を行う郵便物で、料金が割安となる。定形郵便物の規格は同様。

➤「市内特別郵便物」の発送は、「定形郵便物」のみ選挙運動として認められている。

## ●「郵便はがき」について

郵便法において第二種郵便物と規定されている単片の郵便物。通常はがき、往復はがきに区別され、日本郵便株式会社が規格を定めて発行するもののほか、一定の規格を有する私製はがきも認められている。

➤「郵便はがき」の発送は、「通常はがき」のみ選挙運動として認められている。



※選挙運動をすることができない者に運動行為をさせることは禁止されています。封入・発送等の補助作業においても禁止行為とみなされる可能性があるため、注意してください。